

# 総務警察委員会記録

開催日時 令和3年6月30日(水) 13:04~14:55

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長

藤野 良次 副委員長

西川 均 委員

松本 宗弘 委員

大国 正博 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

小林 照代 委員

山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 土屋 総務部長

杉中 危機管理監

藤井 南部東部振興監

大橋 警察本部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

## 議 事

### (1) 議案の審査について

#### 《令和3年度議案》

議第62号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

議第63号 奈良県地域防災活動推進条例の一部を改正する条例

議第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第66号 奈良県税条例の一部を改正する条例

議第67号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

報第 1 号 令和 2 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

令和 2 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(総務警察委員会所管分)

報第 15 号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告  
について

報第 19 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ  
いて

奈良県税条例等の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条  
例の一部を改正する条例

報第 20 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ  
いて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

《令和 2 年度議案》

報第 37 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ  
いて

令和 2 年度奈良県一般会計補正予算 (第 10 号)

(2) その他

#### <会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから、総務警察委員会を始めます。

それでは、案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により出席要求する理事者を変更する必要性が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求をしておりますので、ご了承をお願いします。

次に、理事者に人事異動がありましたので、総務部長、南部東部振興監の順に自己紹介及び異動のあった職員の紹介を、危機管理監、警察本部長の順に、異動のあった職員の紹介をお願いします。

○土屋総務部長 総務部長を拝命いたしました土屋です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは私から、総務部内異動のあった職員を紹介させていただきます。

まず、谷垣総務部理事、人材育成・健康管理担当です。

○谷垣総務部理事 (人材育成・健康管理担当) よろしくお願ひいたします。

○土屋総務部長 次に、吉井知事公室次長、政策推進担当、政策推進課長事務取扱です。

- 吉井知事公室次長（政策推進課長事務取扱） 吉井です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 次に、山中知事公室審議官、地域デジタル化担当兼総務部次長です。
- 山中知事公室審議官（地域デジタル化担当）兼総務部次長 山中です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 次に、川上総務部次長、総務部企画管理室長事務取扱です。
- 川上総務部次長（企画管理室長事務取扱） 川上です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 次に、今井広報広聴課長です。
- 今井広報広聴課長 今井です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 浅見市町村振興課長です。
- 浅見市町村振興課長 浅見です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 中島行政・人材マネジメント課長です。
- 中島行政・人材マネジメント課長 中島です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 三宅総務厚生センター所長です。
- 三宅総務厚生センター所長 三宅です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 毛利財政課長です。
- 毛利財政課長 毛利です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 城家デジタル戦略課長です。
- 城家デジタル戦略課長 城家です。よろしくお願いいたします。
- 土屋総務部長 以上です。よろしくお願いいたします。
- 藤井南部東部振興監 南部東部振興監を拝命いたしました藤井です。どうぞよろしくお願いいたします。では、4月に異動となりました職員をご紹介します。
- 米田知事公室次長、南部東部振興・移住交流担当、南部東部振興課長事務取扱です。
- 米田知事公室次長（南部東部振興・移住交流担当、南部東部振興課長事務取扱） 米田です。よろしくお願いいたします。
- 藤井南部東部振興監 丸岡奥大和移住・交流推進室長です。
- 丸岡奥大和移住・交流推進室長 丸岡です。よろしくお願いいたします。
- 藤井南部東部振興監 葛本うだ・アニマルパーク振興室長です。
- 葛本うだ・アニマルパーク振興室長 葛本です。よろしくお願いいたします。
- 藤井南部東部振興監 以上です。よろしくお願いいたします。
- 杉中危機管理監 それでは、私から関係職員の紹介をいたします。

中西知事公室理事、防災・大規模防災拠点担当です。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） 中西です。よろしくお願いいたします。

○杉中危機管理監 津風呂知事公室次長、防災（技術）担当です。

○津風呂知事公室次長（防災（技術）担当） 津風呂です。よろしくお願いいたします。

○杉中危機管理監 中野防災統括室長です。

○中野防災統括室長 中野です。よろしくお願いいたします。

○杉中危機管理監 以上です。よろしくお願いいたします。

○大橋警察本部長 私からは、警察本部で異動のありました部課長を紹介させていただきます。

まず、山崎生活安全部長です。

○山崎生活安全部長 山崎です。よろしくお願いいたします。

○大橋警察本部長 続きまして、丸山刑事部長です。

○丸山刑事部長 丸山です。よろしくお願いいたします。

○大橋警察本部長 松浦交通部長です。

○松浦交通部長 松浦です。よろしくお願いいたします。

○大橋警察本部長 羽根総務課長です。

○羽根警察本部総務課長 羽根です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋警察本部長 岡田会計課長です。

○岡田警察本部会計課長 岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋警察本部長 以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、付託議案について、総務部長、危機管理監、警察本部長の順にご説明をお願いします。

なお、理事者の皆さんにおかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願いします。

○土屋総務部長 私から第346回6月定例県議会に提出いたしました議案について、全体の概要と総務部に関する事項についてご説明を申し上げます。

まず、令和3年度一般会計補正予算案その他の1ページ、全体概要ですが、6月18日に提出し

ました議案です。議第62号が予算案として1件、そして議第63号から議第81号までが条例に関するもの19件、そして議第82号、契約等として1件、議第83号から85号まで計画として3件、報第1号から報第20号まで繰越あるいは公社等の経営状況の報告などの報告として20件、最後、報第37号、令和2年度議案ですが、専決処分の報告が1件の合計45件です。

以下、危機管理監所管部分を除き、総務部に関するものについてご説明申し上げます。

まず、令和3年6月定例県議会提出予算案の概要の5ページが議第62号の補正予算案に関するものです。補正予算案の全体像ですが、歳入歳出それぞれ185億800万円余の増額をお願いするものです。今回の補正予算案ですが、内訳にあるとおり、新型コロナウイルス感染症対策の必要な経費について計上をしたものです。

歳入予算ですが、特定財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの国庫支出金178億9,700万円余を計上するとともに、残余の一般財源として、財政調整基金繰入金6億1,000万円余を計上したところです。なお、歳入歳出の款項の内訳については、先ほどの別冊に記載しています。

7ページの一冊下、予備費ですが、新型コロナウイルス感染症対策などに関して、予見し難い予算の不足に緊急に対応するための経費として1億円、予備費を増額させていただきたいというものです。議第62号関係は以上です。

続きまして、条例関係で総務部関係、3件をご説明します。

まず、令和3年6月定例県議会提出予定条例5ページ、議第64号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。こちらは、一般職の職員のうち一部の職員の期末手当の支給割合について、令和2年の人事委員会勧告どおり改定するために所要の改正をしようとするものです。令和3年7月21日に施行し、6月1日から適用することを考えています。

条例の2件目、10ページ、議第66号、奈良県税条例の一部を改正する条例です。これは、地方税法の改正に伴いまして、奈良県税条例の所要の改正をするものです。主な内容ですが、表の右側、1個人県民税関係です。(1)株式等譲渡所得割において、投資一任契約に基づいて支払うべき一定の費用を還付対象に追加しようとするものです。(2)は、ワールドマスターズゲームズ関西の開催延期に伴いまして、寄附金税額控除の適用期限を延長しようとするものです。

2法人事業税関係ですが、これは電気事業法上、新たに特定卸供給事業者というものが位置づけられました。これに伴い、特定卸供給事業者に関する課税制度の創設に伴い、税率などを設定しようとするものです。施行期日は、一部を除き公布の日としています。

条例の3件目、15ページ、議第67号、過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び地

域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例です。これは、地方税の課税免除に伴う減収補填制度に関して法令の制定などがあったことに伴い、事業税等についての税率の特例措置の対象範囲を拡充するとともに、適用期限を延長するための所要の改正を行おうとするものです。

続きまして、報告議案について説明します。令和3年度一般会計補正予算案その他、96ページ、報第1号、令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。全体像を申し上げますと、一般会計全体で、明許費繰越については110件、681億8,700万円余、2段目の事故繰越については2件、2億5,900万円余になっています。

総務部に係るものについては、明許費繰越が3件あります。97ページ、第2款総務費で、1つ目が第1項総務管理費、県庁舎系施設南部地域再配置整備事業です。こちらは、事業主体であります五條市の工事の遅延により繰越しを行ったものです。

次に、第3項徴税費の、税務総合システム運用維持管理事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により業務を一時中断したことにより繰越しを行ったものです。

次に、第4項市町村振興費の社会経済回復「奈良モデル」応援補助金です。こちらは、事業主体である明日香村の工事の遅延により繰越しを行ったものです。

続きまして、専決処分関係をご報告します。124ページ、報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について、5件あります。このうち総務部に係るものは、3段目及び4段目の条例改正2件です。

まず、3段目、奈良県税条例等の一部を改正する条例です。こちらは、4月1日から施行が必要な地方税法の改正に伴い、所要の改正を3月31日付で専決処分したものです。

主な改正内容の1点目は、不動産取得税について、住宅及び土地の取得に関する標準税率を3%とする特例措置を延長することなど、2点目は軽油引取税について、免税証などに添付する明細書への押印を廃止すること、3点目として、自動車税について、環境性能割の税率区分の見直し、税率の臨時的軽減措置の適用期限延長です。

そのほか、課税免除及び不均一課税に関する関係条例について適用期限を延長することとしました。

続きまして、4段目、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご報告します。

こちらは、令和3年4月1日から施行が必要な地方税の不均一課税に伴う減収補填制度に関し、省令等が改正されたことに伴い、事業税等についての税率の特例措置の適用期限を延長するための

所要の改正を令和3年3月31日付で専決処分したものです。

続きまして、149ページ、報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。総務部に関するものとしては、3段目の自動車事故に係る損害賠償額の決定についての1件です。内容については、152ページ以降に一覧でお示しました。

なお、この自動車事故に関する損害賠償額の決定ですが、これまでは事故を起こした所属の部局長から所管の各委員会にご報告をしていました。ただ、今議会から自動車事故処理を総括して総務部が一元的に総務警察委員会に報告をさせていただく形にしています。

152ページ、1番、令和2年9月30日に奈良市帝塚山7丁目地内の県道大阪枚岡奈良線において、郡山土木事務所職員の運転する車両が追突したことにより発生した運転者の負傷事故など16件、損害賠償額は全体で596万円余となっています。引き続き、全庁挙げて安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めてまいりたいと考えています。

最後に155ページ、令和2年度議案に関する専決処分の報告です。令和2年度一般会計予算において、県債への借入額の確定に伴い、予算との過不足を調整したものです。県債の予算総額については、変更はないところです。

以上が今回提出しています議案の概要及び総務部所管に係るものです。ご審議のほどお願い申し上げます。

**○杉中危機管理監** 条例案のうち所管に係るものについてご説明します。令和3年6月定例県議会提出条例の1ページ、議第63号、奈良県地域防災活動推進条例の一部を改正する条例です。この条例は、県民自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図ることを目的とした条例です。今般、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難情報に係る規定の整備等のため、所要の改正を行いたいと考えています。

具体的には、今般の法改正により避難勧告、避難指示が避難指示に一本化されるなど、避難情報の在り方が包括的に見直されたことを踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を避難情報として定義するものです。施行期日は公布の日からとしています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○大橋警察本部長** 令和3年度一般会計補正予算案その他の96ページ、報第1号、令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。警察本部に関するものは、明許費繰越が1件です。

明許費繰越ですが、104ページの第11款警察費、第1項警察管理費、警察施設整備事業ですが、生駒警察署、近鉄生駒駅前交番の女性用仮眠室等整備改修等工事において、令和2年11月に実施した入札が不調となりましたことから、記載のとおり繰り越したものです。

続きまして、120ページの報第15号、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告についてです。令和2年度業務報告書及び令和3年度事業計画書により説明させていただきます。

まず、令和2年度業務報告書の1ページ、暴力団情勢については、1概要に記載のとおり、依然として厳しく、この情勢を踏まえ、暴力団追放県民センターでは暴力団のいない日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けて、県警察をはじめとする行政機関、地域及び職域の関係団体と連携を強化し、新型コロナウイルス感染症防止対策により事業における活動制限はありましたが、暴力団追放のための広報啓発活動、地域経済団体等の暴力団排除組織に対する支援活動、暴力追放相談活動等を積極的に推進し、さらなる暴力団排除機運の高揚を図るための事業を実施しました。

事業内容については、2実施内容の(1)広報啓発事業に記載のとおりです。第29回暴力団・銃器追放奈良県民大会については中止措置としましたが、新たな事業施策として近鉄西大寺駅構内に設置された大和西大寺駅アーバンビジョンというデジタルサイネージを活用し、広報啓発資料を上映しているほか、ホームページ等の媒体を活用した啓発活動を実施し、暴力団排除機運の高揚に努めているところです。また、3ページの(2)地域・経済団体等に対する支援として、行政機関や事業所の責任者等に対する講習を行うとともに、資料提供などの支援活動を実施しました。そのほか、4ページ、(4)救済更生促進事業として、暴力団離脱者の就労支援にさらなる推進を図るため、奈良県暴力団離脱社会復帰対策協議会の関係機関と連携し、新たに1社を受入れ企業として登録するなど、社会復帰対策を推進しました。

次に、令和2年度の決算報告の概要です。5ページ貸借対照表の当年度欄をご覧ください。資産の合計額は、資産の部の表の中段、資産合計の欄のとおり8億1,441万8,000円余の金額となっており、負債の合計額は負債の部の負債合計の欄のとおり733万8,000円余という金額となっています。差し引きしますと、次の6ページの正味財産の合計欄のとおり8億708万円余となっています。

続きまして、7ページ～8ページ、当年度の収益と事業支出との収支による正味財産の増減ですが、次の9ページの正味財産期末残高の増減欄のとおり、前年度との比較では116万7,031円の減となっています。

続きまして、11ページ、財産目録の内容については、資料記載のとおりです。なお、基本財産



については、13ページ、4基本財産及び特定資産の増減及びその残高の表中の当期末残高小計の欄に記載のとおり7億6,851万円で、増減はありません。

次に、令和3年度の事業計画について説明します。

令和3年度事業計画書1ページの1の概要であります。昨年度に引き続き、各種施策を積極的に推進することとしています。

続きまして、2の実施計画ですが、(1)の暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業として、実施事項1に記載の暴力団・銃器追放奈良県民大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加される県民の皆様の安全等を第一に考慮した結果、本年度の開催は見送ることとしましたが、その他の事業については2ページ～3ページの記載の計画どおり推進することとしています。

次に、(2)地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業として、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施するとともに、県公安委員会からの委託事業である不当要求防止責任者講習については約30回の開催を予定しています。

5ページ(3)暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業として、常設窓口による相談、出張相談の開催のほか、暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしています。

次に、7ページ、令和3年度の収支予算ですが、まず、経常収益については、基本財産運用益のほか資料記載の収入を見込んでおり、表の経常収益計欄に記載のとおり1,902万円を計上しています。経常費用については、資料記載の予算を組んでいます。

以上が公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○岩田委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言をお願いします。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承をお願いします。

○清水委員 先ほど自動車事故に係る損害賠償額の決定について、ご報告をいただきました。この中で1番目と2番目、3番目と4番目は同一車両による事故だと思われるのですが、損害賠償額がかなり大きいと思います。当然のことですけれども任意保険の対象外、保険適用対象外がここに記載されている額だと思うのですが、その中で、当然、何回か前にもお話をさせていただいて、行政職員の皆さんの安全運転講習はきちんやりやっていたらと思うのですが、特にこの内容を見ますと、追突された職員の方もひょっとするとけがをされているのではないのかと思うのですが、その辺の記載がありませんので、事故の内容をもう少し詳しくご報告いただけたらと

思います。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 今回の議会に専決をした上で報告させていただいている事故のうち、1と2は同じ1つの事故ですけれども、どちらも人損ですが、2人乗っていたということで2個に書き分けてご報告させていただいています。3番と4番については、車の所有者の方と運転されていた方ということで、物損と人損の2つに分けて記載させていただいています。いずれも県側の過失割合が100%の事故です。1番と2番については帝塚山のところで、青信号になったので前の車につられてアクセル踏んで追突してしまったという内容です。3番と4番も、広陵町での事故ですが、同じように前方不注意で前の車に追突したという内容です。いずれも任意保険に加入しており、任意保険で支払いはいただいているのですけれども、任意保険でこれだけお支払いがあるということを議会に報告しているものです。県の100%過失事故ですが、こつんと当たったようなものですので、それぞれ職員のけがはなかった案件です。この4つについてはそういう内容です。

**○大国委員** 私からも、今、清水委員が質問された報第20号の専決処分について、若干お尋ねと確認をさせていただきたいと思います。

今回から自動車事故に係る損害賠償の決定についての専決処分の報告等については、全てこの総務警察委員会に報告することになったということです。このことについて、事故防止の観点から、これまでの事故の形態であったり原因であったりを、ファシリティマネジメント室で様々な分析して、事故防止に役立つようなこのような情報が発信できるのではと思っています。前もって頂いた資料を見ていますと、平成29年度、30年度と事故が一旦減少しています。しかしながら令和2年度は、特に知事部局、行政委員会等においては3倍以上の事故件数になっています。ファシリティマネジメント室で取り扱うということですが、現時点でこの事故の現状をどのように捉えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 公用車の使用に当たっては、県職員として当然のこととして、安全運転を実践することが求められているところです。今、大国委員からもお話がありましたけれども、我々のところで事故の全体把握ができますので、こういう歴年の数字も追いかけています。平成28年度から令和2年度の5年間を見ますと、多い年で71件、少ない年で39件発生しています。このうち、県職員側に何らかの過失がある件数は61件から32件で8割から6割ぐらい、程度の差はございますけれども、県職員に何らかの過失があり、さらに、この県職員に過失があるもののうち、先ほどの1番から4番と同様に県職員側が100%悪いものが67%ありました。過失があったもののうち全面的に県側が悪いのが3分の2ということです。内容としては、

今の4つの例とよく似たものが非常に多く、路上で停止車両に追突したもの、あるいは駐車場でバックしたときに止まっている相手側の車にぶつかったものなどといったように、運転者や同乗者が少し注意を払っていれば避けることができたものが3分の2を占めている状況です。

昨年度からこういった状況を踏まえて、県庁内の交流ネットという掲示板に、そういったことに注意するよう啓発文を掲載しています。また、昨年度の11月、各所属長宛てに文書を出し、こういったミスによる簡易な事故が一番多いので注意を払うようにと、こんな事故がありましたよという写真も載せながら、注意喚起を行っています。今後も引き続きこうした取組を続けて、公用車による事故が減るように取り組んでまいりたいと考えています。

**○大国委員** 事故というのは誰もが進んで行くことではないのですけれども、一旦事故してしまうと職員に負担が、精神的にも大なり小なりあるのだらうなと思っていて、そういった意味でも事故というのは未然に防ぐことが大事かと思います。これまでの事故の分析をさらに進めていただいて、ドライブレコーダー等をつけて、なぜこういう事故が起こったのかということであったり、また、ほかの自治体では様々な分析をされて、周囲の安全確認が不十分であったと。先ほどのお話にもありましたが、簡易な事故等をいかに防いでいくかということであり、例えば助手席に注意喚起のステッカーを貼るとか、また、特に若手職員の事故が多いとか、様々にあると思います。同乗者が降りて後ろを確認していれば、かなりの事故が防げているという状況もあろうかと思います。

被害を受けられる方もそうですけれども、ハンドルを握る職員のことを考えると、ちょっとした配慮で少しずつの事故防止ができるのではないかと考えていますので、あくまでも職員の皆さんの負担の軽減というものを第一にして、事故のないように、再発防止に特に工夫をして取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

**○岩田委員長** ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。

**○中野委員** 自由民主党は賛成です。

**○西川委員** 自民党奈良も全て賛成させていただきます。

**○松本委員** 自民党絆、全議案に賛成させていただきます。

**○小林（照）委員** 日本共産党も全ての議案に賛成いたします。

**○清水委員** 日本維新の会、全ての議案に賛成いたします。

**○大国委員** 公明党も全ての議案に賛成いたします。

**○山本委員** 創生奈良も全ての議案に賛成します。

**○藤野副委員長** 新政ならも全ての議案について賛成いたします。

○岩田委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により、一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

令和3年度議案、議第62号中、当委員会所管分、議第63号、議第64号、議第66号、議第67号及び報第19号中当委員会所管分、並びに令和2年度議案、報第37号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。令和3年度議案、報第1号中当委員会所管分、報第15号及び報第20号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

杉中危機管理監から、奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画(案)の概要ほか1件について、報告を行いたいとの申出がありましたので、ご報告をお願いします。

なお、理事者におかれましては着席にてお願いします。

○杉中危機管理監 まず、資料1、奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画(案)の概要で、大規模広域防災拠点の検討状況についてご報告します。

奈良県が五條市で整備を計画しています。奈良県大規模広域防災拠点について、導入する機能や施設規模等を整理し、奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画の策定に取り組んできました。この基本計画の策定に当たり、今後発生が予想されます南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震と、過去に発生した紀伊半島大水害をはじめとした風水害の経験から、情報収集、人命救助、医療活動、物資支援、移動支援の5つの機能を担う拠点の整備について検討を行っています。

検討に当たり、兵庫県立大学の室崎教授を座長に迎え、奈良県広域防災に関する懇談会を3回開催しました。オブザーバーとして参加いただいた内閣府の防災担当参事官からの助言もいただいています。また、懇談会においては、迅速かつ正確な情報収集や多数発生する負傷者の人命救助、国からの支援物資の受入れ、配送等に空からの支援活動が非常に有効であるということ、それから、災害対応の効果を早期に発現するため、段階的な整備が効果的であるといったご意見を頂戴してい

ます。さらに、平常時も含めた防災拠点の活用方法として、県防災航空隊をはじめとした、奈良県の航空拠点としての活用や、災害対応力強化のための訓練施設の設置などについても有効であるのご助言をいただいたところです。今後、具体的な施設内容について検討を進めてまいりたいと存じます。

今回の奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画の策定を踏まえ、大規模広域防災拠点として国の南海トラフ地震に関する計画にも位置づけていただくとともに、本事業に対し、緊急防災・減災事業債を適用していただくよう、引き続き近隣府県とも連携して、国へ要望を行ってまいりたいと存じます。

次に、第11次奈良県交通安全計画（案）についてご説明をします。

資料2-1、「第11次奈良県交通安全計画（案）の概要」です。資料上段1計画の全体概要です。この計画は、交通安全対策基本法を根拠とし、国の交通安全基本計画に基づいて、奈良県内の交通安全に関する総合的かつ長期的な方針を定めるものです。第11次計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となります。

中ほど、2では、奈良県内の交通事故の状況と課題を記載しています。県内の交通事故死者数、死傷者数、ともに着実に減少しており、令和2年中は25人となり、戦後最少となっています。第10次計画の目標を達成することができました。

3では、計画の基本的な考え方をお示ししています。高齢化社会の進展により、高齢者の交通安全対策が課題であることから、項目の3つ目に高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築を新たにお示ししたいと考えています。

資料下段の4は、道路交通の安全についての目標です。本計画（案）における目標を令和7年度までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける、20人以下というのを目途にしています。令和7年度までに重傷者数を320人以下に減少させると設定をしました。前期の計画までは死者数と死傷者数を目標に設定しておりましたが、今期の計画からはそのうち死傷者数を重傷者数に変更して整理しました。

資料の2枚目の上段では、5重視する視点、6講じようとする施策について主要な項目を概要として記載しています。重視する視点として、高齢者及び子どもの安全の確保、歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上、生活道路における安全の確保等6項目を定め、その視点に基づき講じようとする主な施策を記載しています。

また下段では、7鉄道交通の安全、8踏切道における交通の安全について記載しています。

本計画（案）については、パブリックコメントを5月7日から6月6日までの間に実施しました。

県民の皆様から寄せられたご意見に対する県の考え方をホームページにて公表させていただく予定です。今後、関係機関等と最終案を策定し、7月末に開催する奈良県交通安全対策会議で審議決定する予定としています。

○岩田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項を含め、質問があればご発言をお願いします。

○清水委員 まず1点目ですが、ただいまご説明いただきました大規模広域防災拠点について、最終的に2,000メートルの滑走路を備えた施設ということでこの資料1を理解させていただきましたが、まず、現在考えられている財源が緊急防災・減災事業債を充てるということなのですが、非常に多額の借金になろうかと思えます。現在算定されているのは、本体と消防学校を含めての事業費約600億円でしょうか。それ以外に当然のことながら用地補償費関係が必要になりますし、接続する国道169号の付け替えの道路であったり、様々な関連事業が必要になってきますので、相当な金額が必要であるということです。その費用に緊急防災・減災事業債が適用できるように国をお願いをしていますということで、今、危機管理監からもご報告がありましたが、この事業の内容を見ますと、1ページ目の下段の左側にも書かれているのですが、大規模広域防災拠点として南海トラフ地震が起きたときに他府県への援助と奈良県で被災したときの受援体制を広く取るという意味合いからすると、奈良県の広域防災としてこれだけ大きな施設を県が抱えて、造って、当然のことながら維持管理費も必要になりますので、それらを踏まえると、これだけの大きい借金を抱えて建設する必要があるのか。必要性があるから上がっているのですけれど、特に事業スキームが分からない中で、ここまで公表することがよいのかどうかということも踏まえ、この県債で対応することの是非も含めてご答弁いただきたいと思えます。

○津風呂知事公室次長（防災（技術）担当） まず、大規模広域防災拠点ですが、危機管理監から説明ありましたように、今後、発生の可能性のある南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震、大和川流域での水害などの大規模災害に備えますと、救助要員の集結、救助物資の集積・配送など、優れた防災機能を有する広域防災拠点の整備が奈良県としてはぜひとも必要だと考えています。このような大規模広域防災拠点を整備することにより、空からの大量かつ迅速な人員、物資の輸送が可能になるということから、大規模災害時の人命救助、物資支援、医療活動等において、県民の方に大きな救助、救援の効果があると考えています。一方で、南海トラフ地震による紀伊半島全体の被災を想定した場合に、これらの機能を担う大規模な広域防災拠点で国の計画に位置づけられたものはありません。

こういったことから、奈良県及び紀伊半島の中心に位置しており、津波被害のない五條市に大規模防災拠点を整備することで、奈良県だけではなく、和歌山県、三重県への支援としての機能も発

揮することも可能であると考えているところです。

**○清水委員** 事業の趣旨、今後の方向性について、別に異論はないわけですが、心配するのは、財源として緊急防災・減災事業債が本当に適用されるかどうか分からない。特に用地補償費についてまで緊急防災・減災事業債が適用されるのかどうか、これらも分からない状態で事業を進めていくことに不安があると思っています。本来であれば何らかの上位法があって、その法律の中で事業スキームが確定しているというのが望ましいわけですが、現状ではそうではありません。なおかつ、この2,000メートルの滑走路、何度もお話はさせていただいていますけれど、これを造ることの効用・意義は、先ほど津風呂知事公室次長がお話しになったように、分かります。ただ、大きなものを造れば当然のことながら維持管理費が必要になってきますし、2,000メートル級の滑走路に対して降りられる航空機は自衛隊の航空機に限定されるので、航空法の適用は受けませんが、空港ではありません。ですので、民間活用ができない。その点も踏まえて、これから先どういう事業にしていけばいいのかというところが非常に大きな問題だと思います。

今、これを決定しても、確定した中身がない中で緊急防災・減災事業債は適用になるかどうか現状では分からない。緊急防災・減災事業債は基本7割の交付税措置がされますけれど、それ以外の施設については交付税措置にならないのです。それを奈良県がどういうふうに負担していくのかというのは、私は県民の皆さんを代表して、不安要素が非常に大きいと思っています。そこを解決するために今後どういうふうに努力されるのか、あるいは法体系を整備するように求めていくのか、それらも含めてご回答いただけたらと思います。

**○杉中危機管理監** 緊急防災・減災事業債の適用については、従来から国に対して要望活動は行っており、昨年の要望においても所管担当大臣から非常に前向きな発言もいただいています。引き続きそういう要望活動は行ってまいりたいと思います。

それに加え、国においても奈良県が整備する防災拠点の必要性を認めていただくというのは非常に重要なことだと考えており、国が策定している南海トラフ地震における計画の中に、この奈良県の防災拠点を位置づけていただくというのも、全国に認知していただくという意味で非常に重要なことだと考えています。そういう動きを常にかけていますし、前向きに捉えていただいていると感じているところです。

整備についての事業期間が、非常に長いものでもありますので、将来にわたり災害のリスクというのは、ある意味、未来永劫続いていくものですので、そういう意味で、起債を充当し、将来の世代にも理解していただいた上で均等に負担を求めていくという事業スキームについては、この事業の趣旨に適したものであると考えています。

当然今後、内容については詳細に詰めていきますけれども、現在考えている方向としては、国にもきちんと理解を求めながら、必要なものをつくっていくというスタンスで進めているものです。

**○清水委員** 現状で何度もやり取りしても、恐らく答えは一緒だと思いますけれども、本体だけで今、現在約600億円かかる大きな事業でもあります。先ほど言いましたように、これ以外に用地の補償費が出てきて、なおかつ、補助の体系というのがありますから、道路は道路事業で多分やれるので、あまり心配していませんけれど、先ほども言いましたように、特にこの大きいものを造って、維持管理費も県民が全部負担をしないといけないわけです。ですから、それらも踏まえて、将来に、例えばこれができたら地方交付税の対象になりますよとか、内閣官房や総務省など関係する機関にはくれぐれも、奈良県民がこれだけの負担をするのですから、頑張っって国の補助をつけてくださいという活動をぜひとも進めていただきたい。よろしくお願いします。

それと、1点だけ要望があります。

一昨日、千葉県で痛ましい事故が起きてしまいました。男の子2名が死亡し、1名が重体、2名が重傷という発表でした。たまたま今日、奈良県警から本日は横断歩行者保護強化デーというLINEが来ました。こういう取組もしていただいているのだなと理解したわけです。ただ、過去から、平成23年には、クレーン車が小学生の列に突っ込んで6名が亡くなっています。平成24年には京都府の亀岡市内で、四輪軽自動車だったと思いますけれども、登校中の小学生の列に車が突っ込んで、保護者の方と児童2人が亡くなっています。平成26年には、横浜市の集団登校中の児童の列に軽トラックが突っ込み、1名が死亡、7名がけがをしています。平成31年の4月には、千葉県の木更津市で交差点の横断歩道を渡っていた小学生を軽乗用車をはねて、1名が死亡、1名がけが。令和元年5月8日には、本委員会でも議論になりましたけれども、大津市の交差点で車2台が衝突し、はずみで散歩中の保育園児の列に突っ込んで、保育園児2人が死亡し、園児と保育士14名がけがをされておりました。記憶に新しいと思います。これらを踏まえて、改めて通学路の安全点検プログラムを各市町村と県警、教育委員会等が取り組んでいただいたと思います。

このような事故が起きないようにしようと思えば、交通マナーと交通の規制も含めて、県警にかなりご負担をかけるのではないのかなと思います。一昨日、恐らく、この報道がされたとき、大橋警察本部長も松浦交通部長も、これが奈良県になったらどうなるのだろうかというような、本当にいたたまれない思いをされたと思います。横断歩道あるいは交通安全施設等々に対する積極的な対策をぜひともしていただきたいと思っています。

地元の王寺町では、令和4年4月1日から義務教育学校が開校します。小学校3校、中学校2校なのですが、この小学校3校を2校に減らして、学区の変更もされます。そのときに、義務教育学



校は、低学年1年生から4年生、それと5年生、6年生、中学校1年生まで、それと中学校の2、3年生と、こういう3区分に分かれます。私が一番心配しているのは、一番下の学年、1年生から4年生までは学区が変わることです。当然、地元の皆さんも非常に心配されていて、通学路の変更もされます。今、様々な点検をされているのですけれども、ぜひ県警にあっては、交通安全対策に伴う規制の強化、それから現地での交通指導も含めて、積極的な対応を取っていただくように要望しておきます。

○小林（照）委員 4点お尋ねしたいと思います。

初めに、政府が今進めている自治体のデジタル化の重点取組事項の中で、自治体の情報システムの標準化、共通化問題と、自治体行政手続の窓口業務などのオンライン化による問題点についてお尋ねします。

国の基本法では、情報システムの共同化、集約の推進が掲げられており、自治体の業務内容を国のシステムに合わせていくことが進められています。本会議でも討論のありました、自治体の情報システムの標準化は、自治体の基幹業務となる17業務が対象となると答弁されておりました。この17業務とは何か、まずお尋ねします。

○城家デジタル戦略課長 情報システムの標準化の対象となる17業務は、正式には、今後政令で定められることになっていますが、国のデジタル・ガバメント実行計画に上がっています項目で申し上げますと、住民記録、児童手当、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援の業務となっています。

○小林（照）委員 17業務の内訳で、住民登録、地方税、社会保障が最も多いのです。

この中身でいいますと、住民生活に直結する分野が多いのです。市町村では、子どもの医療費無料化、税・国民健康保険・介護保険料の減免、学校給食費の無料化など、住民の暮らしと福祉に関わる事務について、それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じて制度の手續において独自の様々な創意工夫をしています。今、全国の市町村でこうした自治事務のシステムのカスタマイズをめぐって、いろいろな問題が起こってきています。事務について、無理にカスタマイズするより、簡素化を図って業務を減らしていくことが大事という議論とか、カスタマイズは大きなコストが発生するなどで、こうなると、自治体独自の行政サービスが維持できなくなるおそれがあります。

情報システムの標準化の対象とされる17業務について、各市町村で独自施策を実施している場合、システムのカスタマイズができず、住民福祉の増進を阻害することになりませんか、お尋ねします。

**○城家デジタル戦略課長** 本会議でも総務部長から答弁をさせていただきましたように、法律では、地方公共団体において、必要な最小限度の改変や追加が認められています。このほか、国が標準仕様を定める場合は、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとなっているところです。市町村においても、各業務の標準仕様が国から提示された場合には、その都度、その内容を精査し、法律の規定に基づいて必要な意見を述べるとともに、独自施策に支障を来すような場合については、必要な最小限度の改変あるいは追加が可能かどうかを確認することになると考えています。

**○小林（照）委員** 必要に応じて認められるということの答弁があったのですが、これも国の考え方ですが、2020年6月の地方制度調査会の答申では、カスタマイズは地方公共団体が合理的な理由がある範囲で、説明責任を果たした上で、標準によらないことも可能とするということでした。しかし、このハードルは非常に高いのです。令和3年2月4日、自治体の労働組合である自治労連の総務省ヒアリングでは、カスタマイズは想定していない、国が定めた標準に自治体が従うことは努力義務ではなく、義務としたいと言っています。こうなりますと、いろいろな条件でできるということなのですが、独自の住民サービスが維持できなくなるおそれが大いにあるのではないのでしょうか。

これは意見ですが、地方自治法の第2条13項は、国は、地方自治体が行う自治事務について、特に自治体の裁量や選択の余地を確保することなど、特に配慮をすることを義務づけています。ですから、デジタル化によって自治体独自の住民サービスが維持できなくなる。これは避けなければならないことだと思います。国の標準によらないカスタマイズを行う権利を国に求めること、そして、自治体独自のサービスを確保することを強く求めたいと思っています。

もう1点は、このデジタル化の問題で、窓口業務などの行政手続のオンライン化が進んでいけば、役所への申請や届出の利便性と迅速化は必要だと思いますけれど、届出はスマートフォンかパソコンからオンラインで行う。申請や届出は職員を介さず、デジタルやAIで自動的に処理される。どうしても職員と相談したい場合は、住民相談専用窓口で別途のオンラインで申し込むなど、これは例ですが、申請や届出を受け付ける窓口がなくなるという事態も出てくるのではないかと。このようにデジタル化の進展に伴って、オンライン申請が増えて、窓口での対面サービスが減っていくと考えられますけれども、行政サービスの低下につながりませんか、お尋ねします。

**○城家デジタル戦略課長** こちらについても、本会議で総務部長から答弁をさせていただいたところですが、行政サービスは、年齢や障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての県民が享受できるようにすべきものであると考えています。これについては、行政サービスのデ

デジタル化を進める場合でも同様であると思っています。このため、行政サービスのデジタル化に当たり、デジタル機器に不慣れな方でも、容易に操作できる画面等を設計する、あるいは、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化を進める。そのほか、高齢者の方などがオンラインによって行政手続サービスの利用方法を身近なところで学習や相談ができるというような機会を提供するなど、デジタル・ディバイド対策というものを実施していく必要があると考えています。また、小林

(照) 委員ご懸念のところ、デジタル化により、オンライン手続等が増加しても、引き続き窓口申請にも対応するなど、行政サービスを全ての県民が享受できるよう、市町村とも連携しながら、県としては取り組んでまいりたいと考えているところです。

○小林(照) 委員 役所の窓口業務というのは、一人ひとりの住民の皆さんの願いを行政サービスにつなぐ、窓口を通して支援が必要な市民、県民を発見して、行政の側から支援を働きかけるという、人権保障の機能だと私は思っています。税金の滞納者には、生活実態を聞いて、分割納入や減免申請などにつないで、担当部署につなぐ。生活困窮者には、生活保護の窓口を紹介するなど、まだいろいろ各分野がございますけれども、そういうことだと思います。今もいろいろ工夫がされるということですが、一気に対面窓口が縮小されることはないと思いますけれども、総務省のデジタル推進担当者は、窓口の無人化、窓口の廃止に向かうということを主張されています。そして、AIやマイナンバーカード等を活用した無人窓口も実現可能ではないか、これは総務省の大臣官房審議官の発言もございます。こうした状況などから、窓口の縮小、無人化、廃止をさせることはあってはならないということ、これは意見ですけれど、申し上げておきたいと思います。

次に、お尋ねしたいのは、職員の超過勤務についてです。

新型コロナウイルス感染者が急増した4月、県の4つの保健所の職員85人のうち11人が、直近1か月で過労死ラインとされる月100時間を超えて、最長は155時間であった。80時間超えは、約4人に1人の22人、うち半数の11人が100時間を超えていた、これは報道にありましたので、ご存じだと思います。新型コロナウイルスの第4波では、保健所の業務が逼迫、深刻化した状況が各地で伝えられておりました。ピーク時には、本庁や出先機関から応援に行かれたと思います。保健所への出向、飲食店の訪問など本庁や他の出先機関もこのコロナ禍で業務量が相当増えたと思われます。

コロナ以前から県庁職員の超過勤務は常態化しておりましたが、新型コロナウイルス感染症などの対応により、職員の負担が増している中、2019年度と2020年度の比較で、超過勤務実態は、どのようになっていますか。特に在庁時間が80時間を超える職員の割合はどうでしょうか、お尋ねします。

○中島行政・人材マネジメント課長 時間外在庁時間の比較で、令和2年度における職員の1人1日当たりの実績は1時間4分となっており、令和元年度と比較して7分増加している状況です。また、在庁時間が一月当たり80時間を超えている職員の割合については、令和2年度は1.5%となっており、令和元年度から0.9%増加している状況です。

○小林（照）委員 80時間を超えている人の人数が分かりませんが0.9%増えている。

厚生労働省は、直近1か月で約100時間、また、2か月から6か月につき、平均が約80時間を超える場合、脳や心臓疾患の発症が業務と関連しているか判断する際の目安、過労死ラインとしています。

労働安全衛生法では、月100時間以上、3か月平均で80時間を超えると、産業医と面談することが義務づけられています。総務厚生センターから頂いた資料を見ましたら、面談された方の数が2020年度は延べ132人。2021年度は、令和3年6月25日までの3か月弱で36人。こうしますと、2021年度は、あと、まだ9か月ありますから、2020年度以上の人数になるのではないかと思います。4年前に奈良県が過労自死者を出しています。二度とこのような犠牲者を出してはならないと思います。

コロナ禍で身を削るように頑張っている職員の皆さんの頑張りに応える一番の対策は、人を増やすことではないでしょうか。

実は自治体職員は、もう28年間にわたって削減され続けてまいりました。特に時間外勤務の原因には、国が2005年から5年間進めてきました集中改革プランがあります。この時期に自治体職員が国のマイナス4.3%を上回る7.5%も削減されています。総務省自治行政局公務員部給与能率推進室の地方公共団体定員管理調査によりますと、奈良県の職員は、2005年度は1万9,497人、2020年度が1万6,525人、職員数がマイナス2,972人と、約3,000人がこの間減っています。過労死ラインの人もたくさん出ています。こうした状況を見ますと、業務量の増加に合わせて職員の数を増やすべきと考えますが、どうでしょうか。

○中島行政・人材マネジメント課長 職員の定員については、現在の定員管理計画である本県の行財政改革の計画である「奈良の力」底上げプログラムの中にある定員管理計画においては、持続可能な財政運営の維持にも留意しつつ、今後の人口減少も見据えたものとして、現状の定員を上限とする形で定員管理計画を決めています。

この計画は、令和2年度から令和4年度の計画期間となっています。行政においては、最少の経費で最大の効果を上げるよう要請を受けているところです。限られた人員の中で質のよい行政サービスを提供するとともに、総数だけでなく、所属間での超過勤務の偏在を少なくすることも念頭に

置き、組織や各所属の定員の見直しを毎年行っているところです。また、働き方改革の取組として、退勤管理の徹底を継続するとともに、事務事業の優先順位をつけるなどして、管理職のマネジメント力の向上を図ること、そして、業務フローの抜本的な見直しを行い、ICTを活用した業務の自動化、効率化など、業務管理改善にも取り組んでいるところです。これらの取組を通じ、超過勤務の縮減には努めているところです。今後も様々な行政需要の変化にも対応するため、現状の定員を上限とするところではありますが、部局横断的な課題にも対応できるように、柔軟で機動的な体制を取っていけるように目指していきたいと考えているところです。

○小林（照）委員 結局、職員の数を増やすということにはならないわけですね。現在の定員管理計画に基づいて、定員が上限とされ、増やさないという結論があって、様々な業務改善、部局横断と言われましたから、この部局からこちらの部局にというやりくり等で解決をしようということではないかと思います。

現在の計画が2020年度から2022年度まで、3年間の計画とおっしゃっていました。それで今回は、新型コロナウイルス感染症などの対応で業務量が増えたわけですが、それ以前から奈良県の場合、職員の超過勤務が常態化していたと思います。そうした点も併せて、職員の勤務実態を分析し、今の定員計画では定員が上限だと、増やさないということになっていますけれども、そうした点もぜひ検討されて、過去をずっと見ましたら、これまで大幅に削減をされてきているわけですから、定員管理計画を次、ぜひ見直していただきたいと思っているのですけれど、このことについて総務部長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○土屋総務部長 定員管理については、先ほど中島行政・人材マネジメント課長からも答弁しましたとおり、来年度までの計画となっています。その後については、現時点で何か確たるものということ答弁するだけのものは、現時点ありませんけれども、人口減少等周辺の状況、あるいは業務の状況を見ながら適切に検討してまいりたいと思っています。

○小林（照）委員 今回の事態や、もう平時でも、超過勤務が随分あったわけですので、そういうことも併せて、人口減少と言っていますけれども、ぜひ見直しを考えていただきたいと思います。

国でも、今年度、人員不足が問題になった保健師の体制強化が行えるようにということで、もうご存じのことと思いますが、保健所体制の強化ということで、感染症対応の保健師は、都道府県の標準団体ベース170万ベースで6人増、感染症対応以外の保健師についても8人増、保健師以外の職員も2人増やすという財政措置をされたと思います。今回はコロナの下の措置ですけど、奈良県の場合には、職員を増やすという方向で、ぜひ計画も見直していただきたいと思っています。

次に、地域おこし協力隊についてお尋ねします。

2009年に始まりました地域おこし協力隊の活動期間が1年から3年、その後も定住して地域活性化の中心的役割をしてもらうことが期待されています。先日、新聞で、総務省が公表しており、2020年3月までに任期を終えた全国の隊員が50人以上の38道府県の1位から10位までと、29位から38位までの定住率が報道されておりました。最高は山口県の79.7%でした。

奈良県の地域おこし協力隊の受入先は、過疎地域はじめ、何市町村あるのでしょうか。そして、この任期終了者数と定住率はどうなっていますか。また、隊員の活動内容はどのようなものになっているのでしょうか。

**○浅見市町村振興課長** 地域おこし協力隊は、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から、過疎地域をはじめ条件不利地域に移して、住民票を異動させた者とされており、本県では、過疎地域の指定を受けている18市町村を含む20の市町村と、旧月ヶ瀬村等奈良市の東部地域が転入地の対象となっています。隊員の皆様は、主に市町村の会計年度任用職員として、これはあくまで一例ですけれども、地域でのイベントの企画、運営や特産品の開発、あるいは、廃校を利用して福祉事業を運営されたり、コミュニティーナースとして高齢者の介護予防に従事されたりといった形で、様々なご活動をいただいています。

令和2年3月末までの任期終了者138名のうち、定住された方が88名おられ、定住率は63.8%となっています。これは47都道府県中では22位で、任期終了者50人以上の都道府県では、17番目の数字となっています。

**○小林（照）委員** 新聞報道では、ちょうど真ん中が抜けていましたので、奈良県の定住率が分かりませんでした。今、138名おられるわけですね。

地域おこし協力隊員は、都会から過疎地に移住して、地域の活性化の核になるということが期待をされています。定住率が高い自治体では、隊員の受皿の選択肢が多いということと隊員の任期終了後を見越して、県が主催して起業セミナーを開催するなど、自治体の支援が行われています。

それで、奈良県として、任期終了後、定住率を高めるためにどのようなことに取り組んでおられるのか、また取り組んでいこうとされているのか、お尋ねします。

**○浅見市町村振興課長** 地域おこし協力隊の定住に向けての取組ですが、本県は人口減少が進んでいる地域もあります。地域おこし協力隊員の受入れ、活動終了後の定住の支援に各市町村で取り組んでいただくことは有意義なことと認識しています。

そういった取組を進める自治体に対しては、国として隊員の募集に要する経費、あるいは隊員自身の活動に要する経費、起業・事業承継に要する経費、また、定住のために空き家の改修に要する経費など様々な経費について地方財政措置が講じられています。また、隊員の円滑な活動や終了後

の起業等に資する様々な研修事業、普及啓発活動なども行われており、県として、まずは、これらの施策を市町村に対して適時適切に引き続き情報提供し、積極的な活動を促しており、今後も行っていきたいと考えています。また、市町村から制度の課題等、ご意見も伺っていますので、その解決に向けて、どういった取組が考えられるか、ほかの都道府県の事例などもしっかり情報収集しながら、研究を続けてまいりたいと考えています。

**○小林（照）委員** もう皆さんもお読みいただいたと思いますが、国勢調査の速報値が発表されました。奈良県の人口は前回比3万8,879人減、減少率が2.8%、今回は過去最大の減少率でした。減少した34市町村のうち、減少率が10%を超えたのは、野迫川村、曾爾村、下北山村です。ですから、南部、東部を中心にした人口減少に歯止めがかかっておりません。地域おこし協力隊の活躍が量的にも質的にも求められていると思っています。

最後の質問は、横断歩道の一時停止についてです。

先ほど横断歩道の事故のことで清水委員からもいろいろな角度から質問がありました。別の角度からですが、信号機のない横断歩道を渡ろうとするが、車が止まってくれない。渡りにくいという経験をされた方が多いのではないのでしょうか。手を挙げて渡りますよを伝えようという大きな見出しで、先日、新聞で日本自動車連盟が2020年、47都道府県で信号機のない横断歩道を2か所ずつ選んで、計94か所の車の通過を調べたところ、一時停止率が21.3%にとどまったという報道がありました。奈良県のこの2か所というのはどこでしょうか。奈良県の一時停止率は、全国27位でした。この結果をどのように受け止められていますか、お尋ねします。

**○松浦交通部長** 小林（照）委員お述べのとおり、令和2年10月、一般社団法人日本自動車連盟であるJAFが信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況に関する全国調査の結果を公表し、当県が19.0%と、全国平均の21.3%を下回る結果であったということは承知していますが、個々具体的な場所について、明らかにされておりませんので、調査された横断歩道は承知しておらず、県警察として、その評価は差し控えさせていただきます。しかしながら、全国的な数値の改善傾向や、常に数値が全国平均を大きく上回る県もあることから、改善の余地はあるものと考えています。このため、県警察としては、引き続き運転者に対して横断歩道における歩行者優先の交通ルールを浸透、定着させる必要があるものと認識しています。

**○小林（照）委員** 今、一部お答えいただいたのですが、この調査で一時停止率が高かったのは長野県で72.4%でした。ここは、6年がかりで、中学のときから高校に向けて、渡りにくい、どうしたら止まってくれるだろうかということで、横断歩道でずっと調査されたそうです。そうしたら、横断する人が合図をするというか、手を挙げるとか何かをしたら止まってくれる率が高くな

ったということです。それをレポートにまとめ、まとめたものを長野県警が見て、横断歩道合図運動に取り組むことにしたとなっています。

今、横断歩道の一時停止率を上げていくために、一部おっしゃったかもしれませんが、もう少し具体的にどのような取り組みをされていくのか、もう一度ご答弁いただけたらと思います。

**○松浦交通部長** 県警察では、まず、運転者に対してテレビやYouTube、令和3年4月から運用している県警察交通部公式ツイッター等により広報啓発活動を行っています。また、先ほど清水委員からお話のありました横断歩行者保護強化デーを設け、横断歩行者等妨害違反の取締りを強力に推進しているところです。

令和元年7月から横断歩行者保護に取り組む事業所等に横断歩行者保護宣言をしていただいております、令和3年5月末現在911の事業所等でドライバーや従業員が横断歩道における歩行者優先の運転を通して、他の運転者の模範となっただいただいているところです。

一方、警察活動やJAFが行ったアンケートからも、横断歩道に歩行者がいても渡るかどうか分からないという声が多くあるということ踏まえ、歩行者も道路を横断するときは手を挙げて、運転者に顔を向けるなどして、運転者に対して横断する意思を明確に伝えることが大事であると認識しています。その上で、歩行者には横断歩道を渡る際、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、自らの安全を守るための交通行動を取っていただきたい。こうしたことから、県警察で策定した「合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼」との交通安全の標語の実践を促す安全教育や広報活動を推進しているところです。今後も関係機関、団体と連携しつつ、こうした取組を着実に推進し、横断歩道における歩行者優先の交通ルールを浸透、定着させ、横断歩行者の安全を図っていきたいと思っています。

**○西川委員** 一番身近な問題を取り上げさせていただきたいと思います。

一つは、現在、遮断機がある踏切等において、全国でどれぐらいの事故が発生しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○松浦交通部長** 令和2年中で、県内の踏切においては、列車と自動車、または二輪車の交通事故は発生しておりません。ただ、全国においては21件発生しています。そのうち死亡事故が9件と、死亡事故率については42.8%に上っており、一般の交通事故に比べて死亡事故率が高いものと承知しています。

**○西川委員** もう1点お聞きしたいのですが、遮断機の誤作動による事故は、どれぐらい発生していますか。

**○松浦交通部長** 踏切の故障による事故は、警察で統計を取っていないため、それについてはお答



えできませんが、先ほどは去年の事故件数だったのですけれども、過去5年であれば、全国で118件の事故が起こっている状況でした。

**○西川委員** なぜこのようなことを申し上げているかというと、時代が変遷し、世の中、IT化という時代に入ってきた中、踏切での一旦停止が法令上決められています。政府も脱炭素化と言っています。開かずの踏切と言われる大和西大寺駅周辺の踏切で法令上の一旦停止の励行となると、これはもう必然的に渋滞するのは、誰しもが分かる状況だと思いますので、私は、時代の流れとともに、遮断機のある踏切については、一旦停止はもうしなくてもよいというような法令の改正を、私自身がぜひとも進めていきたい。ドラスチックなことをちょっと申し上げているわけですがけれども…。

特に私の家の近くの大和高田駅については、駅と西側の踏切とは非常に近く、電車が駅に入りますと、長らく遮断機が上がらない状況で、大体、午後5時から6時半まで、近鉄とJRの踏切の両側で約1キロメートルの渋滞になることがあります。昭和30年代は人が遮断機を下ろすというような形を取っておられた記憶があるわけですがけれども、それから電氣化され、また、非常に科学も進んで、遮断機の誤作動はほとんど皆無だろうと思っているところですので、ぜひとも遮断機のある踏切の法令改正について、よろしくお願いします。

もう1点、要望ですがけれども、通学路における児童の安全という面で、信号機の設置等、警察本部長等に各議員からお願いされるわけですがけれども、これは数に限りのあることですので、それよりも、もう少し横断歩道の設置基準の緩和を図っていただいて、できるだけ横断歩道で対処してもらおう。それには、先ほど小林（照）議員も言うておられましたが、当然、ドライバーのモラルや横断歩道を渡る者のモラルが問題になってくるわけですがけれども、お互い努力をしながら通行することが安全につながるのではないかと考えているところです。

警察本部長、法令改正について、ご意見等ございましたらお聞かせいただきたいと思います。

**○大橋警察本部長** 私から見ますと、いろいろな交通の場所に応じては、前方の踏切の前の状況によって、やはり確認しなければいけないところも多数あるのではないかと考えます。一時不停止が原因の踏切事故が、全国21件中13件だったところを見ますと、西川委員がおっしゃるように、時代の先を見ると、そのようなことも可能かと、技術が発展すればできると思うのですが、まだまだ現実は追いついてはないのではないかと考えます。

また、県内の状況を見ても、前の車で何らかトラブルがあったとき、もしくは、例えば道は広くても、踏切だけが狭くて、お互いに譲り合わないとなかなか通れないとか、また踏切の前で右左折により詰まっている状況があると、一概に遮断機があると全てできるかというと、なかなかまだ難

しいのかと思います。

ただ、技術が進めば、西川委員がおっしゃるようなことも十分可能かと思いますが、現時点ではまだまだ難しいと思っています。そういう点では、今のところは、法令のとおりしっかりと止まっていたことが大事と考えています。ご意見については、引き続きしっかりと捉えて頑張りたいと思います。

**○西川委員** ありがとうございます。警察本部長に東京で、このようなことを言っている人がいるということで一度ご紹介いただきたいと思います。

若干、話が変わりますけれども、今、狭隘な踏切等がたくさんあるということの問題点で、近鉄に踏切の拡張をお願いに行くと、どこかを減らさないというような論理の展開をされると、行政の人から聞いたのですけれども、その根拠がどこにあるのかいまだに納得がいかないのです。なぜ一つの踏切を拡張したいという話をすると、どこかを減らせという話になるのか。必要があって踏切が今まで設置をされてきている中で、大橋警察本部長も若干お話しになりましたけれど、狭い踏切が奈良県内の市町村に存在すると思います。このことについても、県が中心的にJRや近鉄に働きかけをしていただいて、交通安全の見地から、資料2-1に、踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置とお書きになっていますので、本日はその具現化についてお尋ねしませんけれども、ひとつ、今申し上げた点を、県の行政側としてご努力をお願いしたいということを要望して、終わります。

**○岩田委員長** ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

一言ご挨拶申し上げます。

この構成による委員会は、特別な事情がない限り、本日が最終になると思います。令和2年7月の正副委員長就任以来、委員各位及び理事者の皆様方のご協力をいただき、無事任務を果たすことができましたことを深く感謝申し上げます。

簡単ではございますが、正副委員長の御礼のご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。